

環 境 基 本 法 （ 抜 粋 ）

平成 5 年 法 律 第 9 1 号

公布 平成 5 年 1 1 月 1 9 日

施行 同 日

改正 平成 1 2 年 4 月 1 日

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第 4 3 条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

東京都環境基本条例（抜粋）

東京都条例第92号
公布 平成6年7月20日
施行 同 日
改正 平成12年4月1日
改正 平成12年10月13日
改正 平成15年10月14日

第四章 東京都環境審議会及び東京都環境保全推進委員会

（東京都環境審議会）

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定に基づき、都の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、東京都環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一 環境基本計画に関すること。

二 法令の規定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項を除く。）によりその権限に属させられた事項

三 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4 審議会は、知事が任命する42人以内の委員で組織する。

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に調査委員を置くことができる。

8 委員、臨時委員及び調査委員は、非常勤とする。

9 第4項から前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める。

東京都環境審議会規則

東京都規則第143号

公布 平成6年7月29日

施行 平成6年8月1日

改正 平成12年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都環境基本条例（平成6年東京都条例第92号。以下「条例」という。）第25条第9項の規定に基づき東京都環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める人数の範囲内の委員をもって組織する。

- | | |
|-------------|-----|
| 一 学識経験を有する者 | 21人 |
| 二 東京都議会議員 | 9人 |
| 三 関係行政機関の職員 | 12人 |

2 条例第25条第6項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

(調査委員)

第3条 条例第25条第7項に規定する調査委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第6条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員、臨時委員及び調査委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会は、会長が招集する。

5 部会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

東京都環境審議会運営要領

決定	平成	6年	11月	30日
改正	平成	12年	4月	1日
改正	平成	14年	12月	25日
改正	平成	17年	5月	20日
改正	平成	18年	5月	19日
改正	平成	19年	4月	25日
改正	平成	21年	6月	29日
改正	平成	23年	6月	10日
改正	平成	26年	7月	17日
改正	平成	29年	2月	3日
改正	令和	4年	4月	8日
改正	令和	4年	4月	26日

(目的)

第1 この要領は、東京都環境審議会規則（平成6年東京都規則第143号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、東京都環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会への付議)

第2 会長が必要と認めたときは、東京都環境基本条例（平成6年東京都条例第92号）第25条第2項に規定する調査審議事項を規則第7条の規定に基づき設置した適当な部会に付議することができる。

(部会の運営)

第3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
3 部会長は、必要がある場合、関係者の出席を求めることができる。

(幹事)

第4 審議会に、幹事を置く。
2 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
3 幹事は、審議会及び部会に出席し、委員の調査審議を補佐するものとする。
4 会長は、審議会及び部会の会議ごとに調査審議事項に関係のある幹事を招集する。
5 会長は、必要がある場合、前項で招集する幹事以外に、関係職員の出席を求めることができる。

(分科会)

第5 部会の審議を円滑にするため、部会長が必要と認めたときは、部会に分科会を設置

できる。

- 2 分科会は、学識経験を有する委員、臨時委員、調査委員のうちから部会長が指名する者をもって組織する。
- 3 分科会は、部会長が招集する。
- 4 分科会に座長を置き、部会長が分科会に所属する学識経験を有する委員のうちから任命する。
- 5 座長は、必要がある場合、幹事及び関係者の出席を求めることができる。

(会議)

- 第6 審議会、部会及び分科会の会議は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「公開条例」という。）第7条各号に掲げる非開示情報に係る案件を調査審議する場合にあっては、一部又は全部を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書に基づく非公開は、会長、部会長又は座長が、それぞれ審議会、部会及び分科会に諮って決定する。

(会議の傍聴)

- 第7 会長、部会長又は座長は、必要があると認めるときは会議ごとに、あらかじめ報道関係者以外の者に交付する傍聴券の数を定めることができる。
- 2 傍聴券は、会議の当日受付で、報道関係者及び報道関係者以外の者の別に、それぞれ先着順に1人1枚を交付する。
 - 3 審議会、部会又は分科会の会議を傍聴しようとする者が会議場に入室するときは、傍聴券を事務局職員に提示させるものとする。
 - 4 会長、部会長又は座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に議事を妨害しないよう注意するなど必要な指示をし又は事務局職員に指示させることができる。
 - 5 会長、部会長又は座長は、前項の指示をしたにもかかわらず、会議の運営が困難であると認めるときは、傍聴人を退室させることができる。

(議事録等)

- 第8 審議会、部会及び分科会においては、会議ごとに議事録を作成することとする。
- 2 審議会、部会及び分科会の議事録は、公開とする。ただし、公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
 - 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
 - 4 前2項の規定は、審議会、部会及び分科会の会議に係る審議資料について準用する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日以前に開催された審議会、部会及び分科会の議事録並びに審議資料については、東京都公文書の開示等に関する条例（昭和59年条例第109号）第9条第6号の規定に基づき非開示と扱うと決定したものは、非公開とする。

附 則

この要領は、平成14年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 6月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 7月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 2月 3日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年 4月 8日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年 4月26日から施行する。

別表

政 策 企 画 局	計 画 調 整 部	長
財 務 局	建 築 保 全 部	長
主 税 局	税 制 部	長
生活文化スポーツ局	消 費 生 活 部	長
都 市 整 備 局	都 市 づ く り 政 策 部	長
	都 市 基 盤 部	長
住 宅 政 策 本 部	技 術 企 画 担 当 部	長
環 境 局	環 境 政 策 担 当 部	長
福 祉 保 健 局	総 務 部	長
	健 康 安 全 部	長
産 業 労 働 局	総 務 部	長
	農 林 水 産 部	長
建 設 局	企 画 担 当 部	長
	道 路 建 設 部	長
	河 川 部	長
港 湾 局	総 務 部	長
	港 湾 整 備 部	長
水 道 局	企 画 調 整 担 当 部	長
下 水 道 局	企 画 調 整 部	長
流 域 下 水 道 本 部	技 術 部	長